

金文通解

曾侯與鐘

笠川直樹

キーワード 東周金文 編鐘 曾侯 南宮氏 南宮括 天命 吳楚

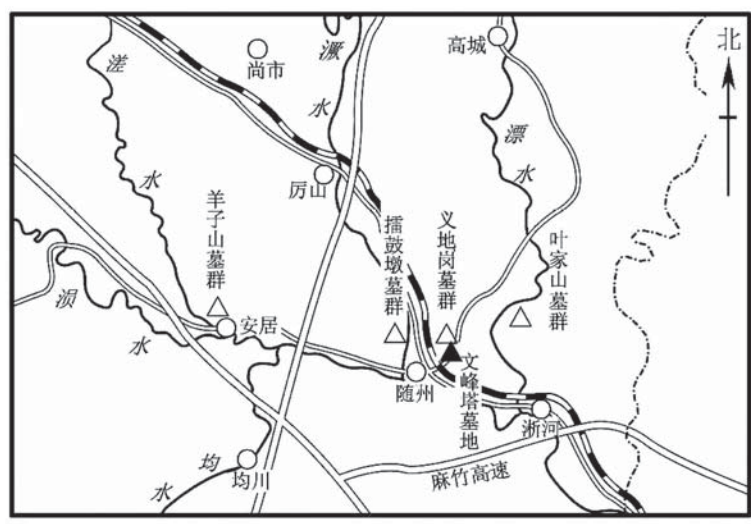
器名 曾侯與鐘 (①發掘簡報)

時代 春秋晚期 『春秋左氏傳』に據って推し量れば、定公五年(前五〇五年)をやや下る」

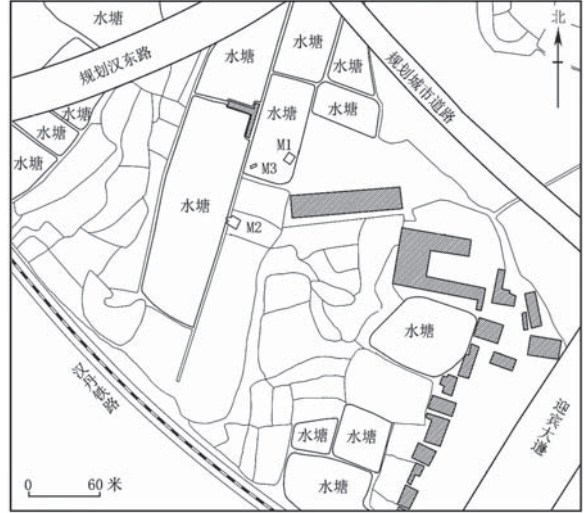
出土

(一) 文峰塔墓地について

曾侯與鐘は湖北省隨州市東城區文峰塔東周曾國墓地M1から出土した。當墓地は二〇〇九年に湖北省文物考古研究所と隨州市博物館が調査・發掘した。墓地はM1のほかM2、M3がある。墓葬は南北方向。長さ約850mの崗地の南端に位置する。當該墓地西の澗水と澗水の合流する場所までの距離は約2900m、南の澗水までの距離は約1400m。同じく隨州市内の擂鼓墩曾侯乙墓は、西北約5100mにある。同市葉家山西周曾國墓地は、東北約9100mにある。三つの墓葬のうちM1とM2が東周墓で、残るM3は明代の小型墓である。

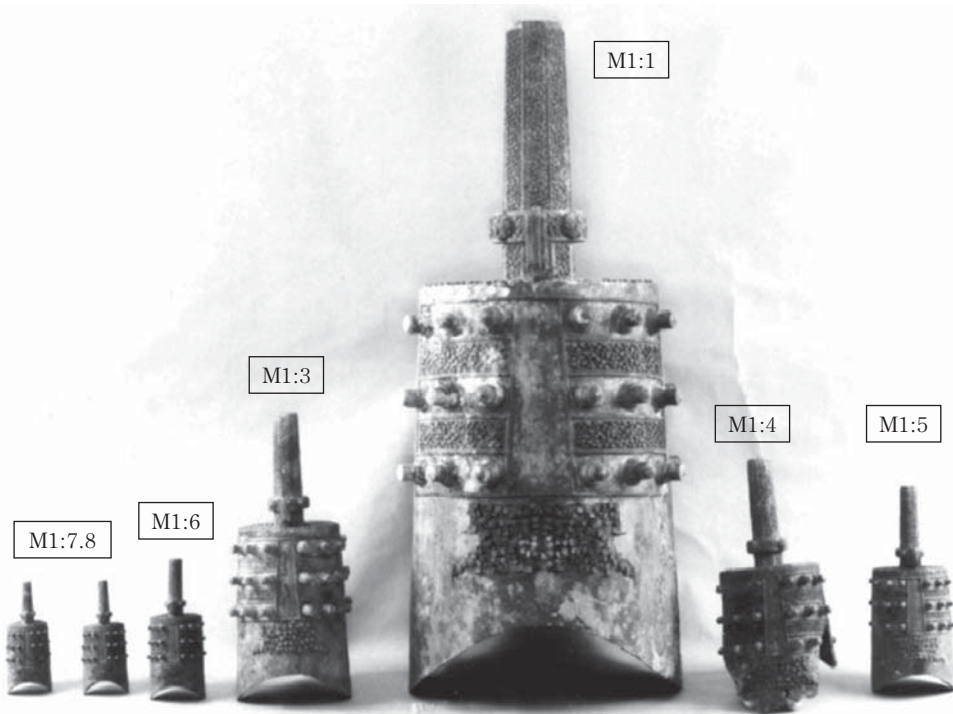


墓地位置地圖 (①發掘簡報)



墓葬分布图 (①發掘簡報)

(二) 出土編鐘について



文峰塔曾國墓地出土編鐘 (①發掘簡報)

編鐘は皆な甬鐘である。鐘體の形制は概ね同じで、大きさが異なる。鐘體は皆な瓦を合せたように扁圓で、銑邊には稜がある。舞は平らで、舞上には上に細く下に太い八角形の甬柱がついている。甬の下部には旋、幹がある。旋の上には四つの乳がある。乳上には浮彫りの渦状蟠螭紋がある。幹部は方形で鈕状に作り、鈕部と同一の中軸線を保っている。甬體は中空で泥芯があり、鐘と接するところは封閉されている。鐘體の立面は、上にやや狭く下に幅広い梯形をしていて、下部は上に向って圓弧形を形成している。銑部は下に幅広い。甬、旋、幹はみな繁密で細かく小さな浮き彫りの蟠螭紋で飾っている。舞部は甬底を中心として「十」字形の素帯で畫分され、四つの格をなし、やや大きな蟠螭紋が浮き彫りされている。鐘體上は綯索紋の凸棱によって區切られ、鈕部と篆帶、枚帯が分けられており、篆帶は浮き彫りの蟠螭紋で飾られ、枚帯には紋様がない。鈕部の兩側及び篆帶の上下の間に各々九個の突き出た圓臺状の乳釘による枚があり、それは縦に三つと横に三つを並列して一區とし、面ごとに二區で六つの枚帯と十八の枚となり、正背面の全體で十二枚帯と三十六の枚となる。鼓部の紋飾はやや突き出ており、大きな蟠螭の組み合わせによる蟠龍紋の圖案を成している。

鐘體の鈕部と兩側の鼓部には陰刻の銘文が鑄こまれている。出土した編鐘のうち、鐘體が完全なものは五件、殘破してはいるがもとの器形が復元可能なものが一件、復元が不可能なものが二件である。それぞれ編號をM1・1・1と8とする。別に編鐘の殘片が四件あり、二組の異なる鐘體に分けられる。そのうち銘文のある殘片が二件あり、編號

をM1・9・10とする。編鐘は器形の特徴及び銘文に依って、A、B、Cの三組に分けられる。

本稿では最も字數の多いA組編鐘の釋讀を中心とし、B組・C組編鐘及び殘片、そして文峰塔曾國墓地M4（詳細は後文を参照）出土の曾侯鐘の釋讀を參考として附す。曾侯與鐘の各鐘に共通する器制についてはここで述べた通りであるが、各組の「器制」でもその特徴を略述する。

收藏 隨州市博物館（銘圖續）

著錄

①發掘簡報

②『禮樂漢東』一八四頁（器影）

銘圖續1029～1030

考釋

◎『江漢考古』二〇一四年第四期掲載論考

①湖北省文物考古研究所、隨州市博物館「隨州文峰塔M1（曾侯與墓）、

M2發掘簡報」

②凡國棟「曾侯與編鐘銘文東釋」

③李學勤「曾侯與編鐘銘文前半釋讀」

④曹錦炎「曾侯殘鐘銘考釋」

⑤徐少華「論隨州文峰塔一號墓的年代及其學術價值」

⑥江漢考古編集部「隨州文峰塔曾侯與墓專家座談會紀要」

⑦方勤「曾國歷史的考古學觀察」

⑧李天虹「曾侯與編鐘銘文補說」

◎曾侯與鐘銘文釋文

⑨董珊「隨州文峰塔M1出土三種曾侯與編鐘銘文考釋」復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站二〇一四年一〇月四日

<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/2339>

⑩清華大學出土文獻讀書會「曾侯與編鐘銘文補釋」清華大學出土文獻研究與保護中心網站，二〇一四年一〇月九日

⑪李學勤「正月曾侯與編鐘銘文前半詳解」『中原文化研究』二〇一五年第四期

⑫王恩田「曾侯與編鐘釋讀訂補」復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站二〇一五年一月一七日

<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/2424>

⑬黃澤鈞「隨州文峰塔曾侯與鐘銘文考釋」、中國文字學會·逢甲大學中國文學系主編『第二十六屆中國文字學國際學術研討會論文集』

聖環圖書，二〇一五年

◎曾侯與鐘銘文語釋

⑭王恩田「曾侯與編鐘與周初南公和曾侯世系——清華簡《良臣》「南宮夭辨誤」」復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站二〇一五年

二月一日

<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/2447>

⑮陳偉「曾侯腹編鐘『訥土』試說」武漢大學簡帛研究中心二〇一四年

十一月二八日

http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2104

⑯許可「試說隨州文峰塔曾侯與墓編鐘銘中從匕之字」復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站二〇一五年一月七日

<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/2341>

⑰吳雪飛「曾侯與編鐘銘文中的𠄎」復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站二〇一四年十一月一〇日

<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/2396>

⑱王澤文「文峰塔M1出土曾侯與鐘銘的初步研究」『江漢考古』二〇一五年第六期

◎銘文語釋のための参考文献

⑲楊蒙生「清華簡《良臣》篇性質蠡測」清華大學出土文獻研究與保護中心網站，二〇一三年一月五日

⑳尹秀嬌「山東棗莊徐樓東周墓發掘簡報」『文物』二〇一四年第一期

㉑谷建祥·魏宜輝「邳州九女墩所出編鐘銘文考辨」『考古』一九九九年第一期

◎曾國についての参考文献

㉒湖北省博物館編、中國社會科學院考古研究所編輯『曾侯乙墓』文物出版社，一九八九年

㉓張昌平『曾國青銅器研究』文物出版社，二〇〇九年

㉔深圳博物館·隨州博物館編『禮樂漢東——湖北隨州出土周代青銅器精華』文物出版社，二〇一二年

㉕湖北省博物館·湖北省文物考古研究所·隨州博物館編『隨州葉家山

西周早期曾國墓地』文物出版社、二〇一三年

②6 黃鳳春・胡剛「說西周金文中的南公 兼論隨州葉家山西周曾國墓地的族屬」『江漢考古』二〇一四年第二期

◎著録略稱

集成・中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成（修訂增補本）』中華書局、二〇〇七年

新收・鍾柏生等編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』藝文印書館、二〇〇六年

銘圖・吳鎮烽編著『商周青銅器銘文暨圖像集成』上海古籍出版社、二〇一二年

銘圖續・吳鎮烽編著『商周青銅器銘文暨圖像集成續編』上海古籍出版社、二〇一六年

郭店楚簡・荊門市博物館編『郭店楚墓竹簡』文物出版社、一九九八年

補・中國社會科學院歷史研究所編『甲骨文合集補編』語文出版社、一九九九年

器制



曾侯與鐘 M1 : 1 (①發掘簡報)

A組編鐘にはM1・1と2の二件があるが、M1・2の方は破損している。

M1・1は残缺がなく、大きく重厚で、長甬である。銜面は内側に凹み、銜部と甬體の各面の器飾には密集したやや小さな蟠螭紋を浮き彫りしている。舞部と鼓部の浮き彫りは蟠龍紋でやや突き出ている。蟠龍の身體の間に細密な雲雷紋、綯索紋、圈點紋を陰刻している。鐘體の稜との境界の圍みの上部、左部、右部の三邊には紋様がない。鐘枚の凸起はやや高く、圓臺座、圓柱體と乳凸で一つの枚を構成する。枚體は無紋で、頂端に浅い渦紋を飾るが、多くは紋様がはっきりしない。通高は112.6、銜径10、甬長44.4、舞修42.8、舞廣32.6、中長55.6、銑長68.6、銑間49.2、鼓間38、鼓厚1.8cm。M2は残高87.5cmである。

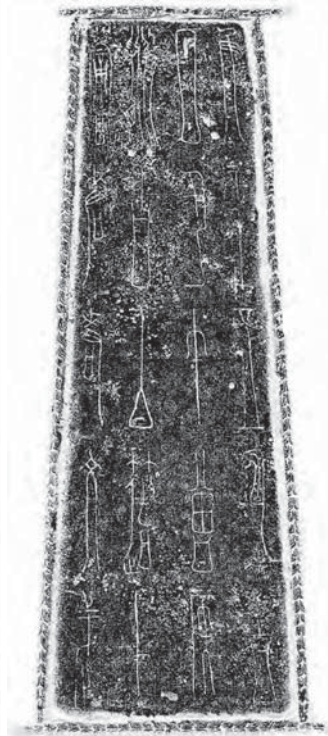
また、北京の收藏家梁氏の所藏する青銅鐘殘片はA組編鐘の一部ではないかとされる。詳細は後文の参考欄cを参照。

銘文

A組編鐘銘文の總字數は一六九文字（うち重文二文字、合文二文字）である。ここでは銘文がほぼ完備しているM1・1の釋讀を行う。鐘體の正背面の鉦部、正面左右鼓、背面左右鼓部に鑄銘がある。銘文の閲讀の順序は「右起左行」の格式。①正面鉦部↓②正面左鼓部↓③背面右鼓部↓④背面鉦部↓⑤背面左鼓部↓⑥正面右鼓部の順となる。圖版はいずれも①發掘簡報より採った。

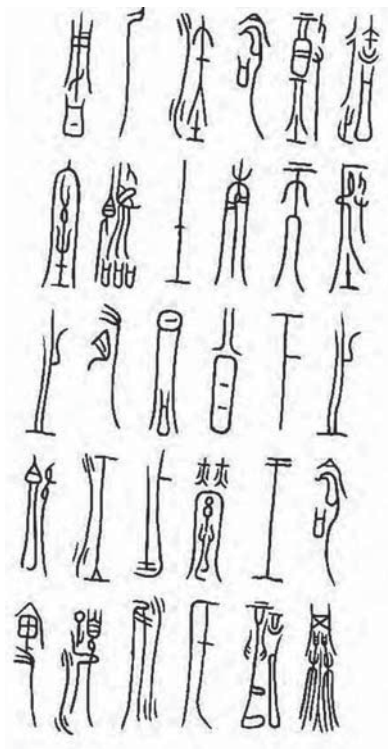
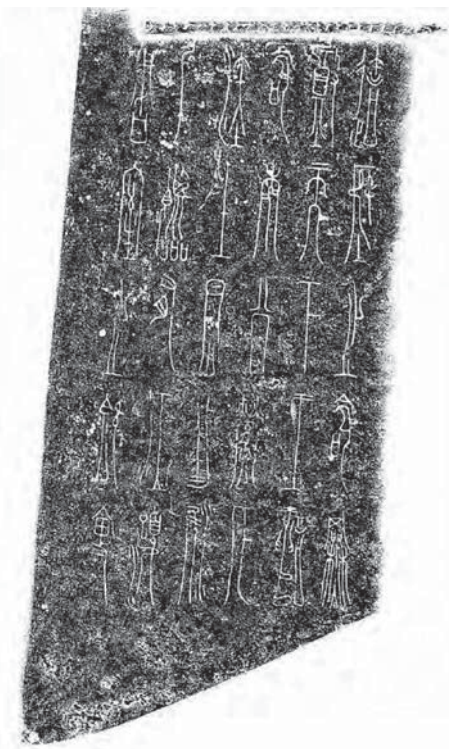
正面鉦部 四行二〇文字

佳王正月、吉日甲午。曾侯臚曰。白遯上甞。筮畚文武



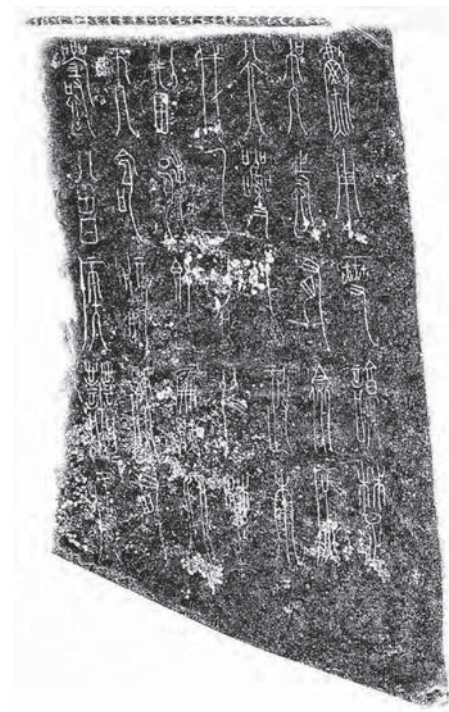
正面左鼓部 六行三〇文字

達殷之命、羸臺天下。王譴命南公、懲宅坩土、君比淮尸、颯有江瀕。周室之既庫



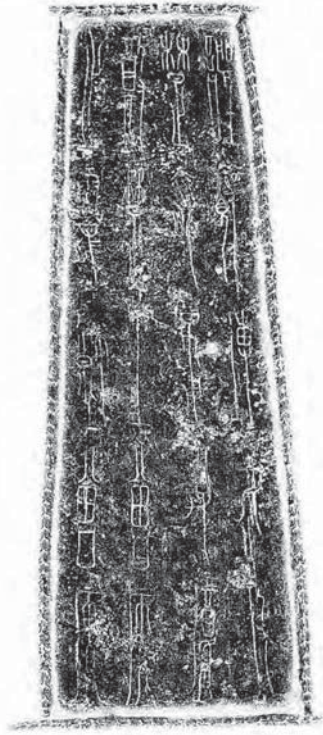
背面右鼓部 七行三六文字（うち重文一文字）

敷用變諒楚。吳恃有衆庶、行亂、西政南伐、乃加於楚、割邦既靈、而天命酒誤。有嚴曾侯、訖二卒



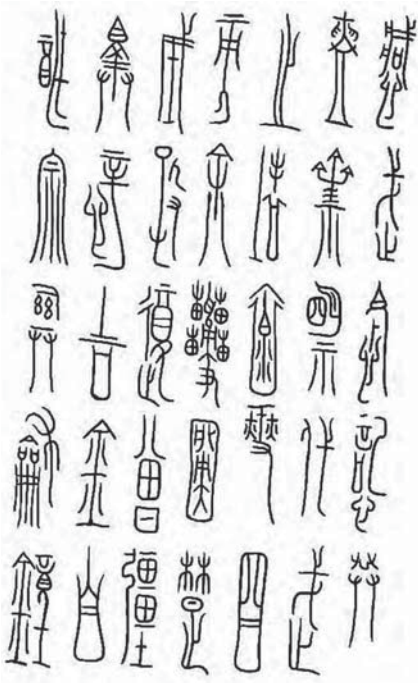
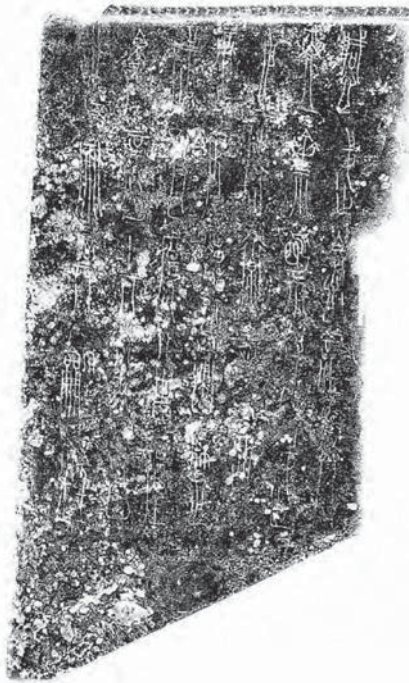
背面鉦部 四行二一文字 (うち合文一文字)

譟、親博武攻、楚命是爭、復鑿楚王。曾侯之誦、辟穆曾侯、



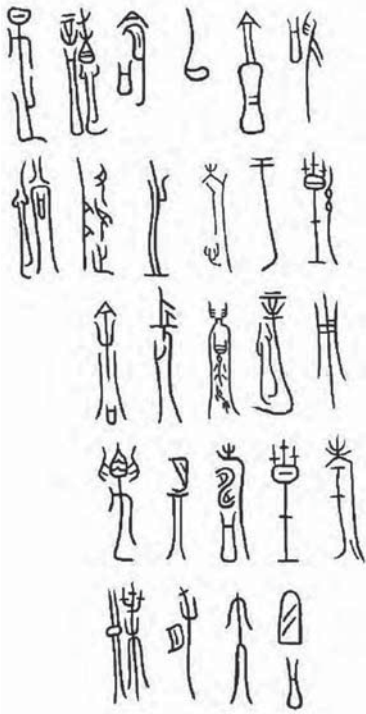
背面左鼓部 七行三五文字

臧武悞認、共嘉齋舉、伐武之表、懷燮四旁。余黜鬪楚成、改復曾疆。 甞倅吉金、自酢宗彝、鈇鐘



正面右鼓部 六行二七文字

鳴皇、用考「以」亨于悻皇且。以愆眉壽。大命之長、朋臆謄降、余萬
殍是愴。



佳王正月吉日甲午。曾侯黹(與)曰、白(伯)遯上啻(嫡)。

ここにいう「王」は周王とは關わりなく、後の文に「楚命是に靜まり、楚王を復定せり」とある、楚の昭王(紀元前559年〜紀元前489年)とも考えられる。

「正月吉日」について③・⑩李學勤は紀元前497年が周曆正月甲午朔にあたり、銘文と合うとして、吉日を朔日とする。また、『周禮』の吉・月吉を鄭玄注では「朔日」に作り、賈公彦の疏に「吉は是れ朔日」と解釋しているのを典故にあげる。また、『論語』郷党の「吉月には必ず朝服して朝す」の吉は朔日を謂うという。②凡國棟もこれに従っている。

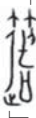
⑫王恩田は、孫詒讓が『周禮正義』に引用する、王引之(『經義述聞』通説上「朔日不謂之吉日亦不謂之吉月」)の、「經傳の凡て吉日と言うものは、朔と同じからず。一月の始めは之れを朔日と謂い、或は之れを朔月と謂い、或は之れを朔と謂う。日の善いものは之れを吉日と謂い、或は吉と謂う。朔日は必ずしも皆な吉ならず。故に朔日を吉日と謂うべからず」をあげて、銘文の吉日は朔日には當たらぬとする。『尚書』舜典「舜讓于德、弗嗣。正月上日、受終于文祖」の注に「上日朔日也」とあることについて、王引之は『經義述聞』卷三(「正月上日」)において「上日」は朔日ではないとする。王恩田の説はこれとは意見が異なるため、あえて孫詒讓の『周禮正義』の文章を引いている。」


⑨董珊は、①發掘簡報等が「正月」と隸定した正字と、後文の政の






左遍との違いを指摘し、これを「五月」としている。⑬黄澤鈞もこの説に従っている。



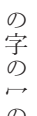

考えるに、春秋初期の曾侯匚鼎（銘圖續186～187）に「佳王五月吉日庚申」とあり、曾侯家において吉日の語が使用されていることがわかる。また楚王熊惲鼎にも「正月吉日」（集成02190）の銘文があるほか、吉日の例は二十件あまりある。『禮記』月令には、季春に「吉日を擇んで、大合樂す」、季秋に「來る歳の爲めに朔日を受く」と、兩者を區別して記している。『大戴禮記』夏小正に「（二月）丁亥に萬して用て學に入る。丁亥は、吉日なり。萬なるは、干戚もて舞う。入學なるは、大學なり。今の時、大舍采するを謂う。」とあり、また、越王者旨於賜鐘に「佳正月季春吉日丁亥」（集成00144）の例があることから、吉日は、王引之に従い、日柄が良い日とするのが妥當であろう。

「曾侯匚」は、同一人物と思われる名を記す曾子遯簠（集成02488）及び、曾侯乙墓出土の曾侯屮雙戈戟（集成11178～11179）の銘文がある。また、曾侯乙盤は曾侯遯の名を削りとって轉用していることが報告されている（⑭『曾侯乙墓』上229頁）。

「匚」の下の「」は遯字。伯遯は『史記』周本紀にみえる南宮括（南宮括に命じて鹿臺の財を散ぜしむ）を指すと考えられるが、『藝文類聚』卷十一に引く『帝王世紀』には、「南宮伯達」に作り、清華簡參「文王又（有）恣（閔）天、又（有）乘（泰）鬻（顛）、又（有）束（散）宜生、又（有）南宮适、又（有）南宮天、又（有）邨（芮）白（伯）、又（有）白（伯）适、又（有）邨（師）上（尚）父、又（有）

虔（號）邨（叔）」とある。また、伯越鼎（西周早期、集成02190）には「」の字が見える。

「上」の下の「」字は、庸と解するか帝と解するかで意見の分かれるところである。⑮李學勤は、上部は「」と二口に従い、其の下は甬声で、用の字義とする。上庸と『尚書』堯典の「登庸」、舜典の「征庸」は同じであり、ともに「君上の禄用」の意味とする。⑯發掘簡報・⑩清華大學出土文獻讀書會、⑫凡國棟も李學勤と同じく庸と隸定する。⑬董珊は、甬（蒂）に従い、𠂔（萼）聲と解する。𠂔は直言の貌といい、上譌は上賢、上哲と同じ用例で、伯适上譌とは、伯适が直言、諍才に顯著なことをいうとする。⑭王恩田は「」の内部を甬の字とみて、鐘銘は甬の字のタテ畫の上にあるヨコ一畫をタテ畫の末端に写しているとして、郭店楚簡『性命命出』第三二簡の字形「」の例を挙げ、上端にあるヨコ一畫は羨畫であると分析する。また一方で帝の字はタテ畫の末端にヨコ一畫を加えるに従わないとして、匚簠（集成04321）の帝字の字形「」をあげる。

考えるに、匚簠には庸の字（）が見えるが、この字はの字の「」の内部とは造字上異なる字形であり、ヨコ畫の羨衍に従っての省略形と解するには無理がある。一方、帝字については陳侯因咨敦（集成4669）の帝字（）をみると、必ずしも「タテ畫の末端にヨコ一畫を加えるに従わない」とするものではない。造字構成から見れば帝と解するのが妥當であると考える。甬字は、一般的には嫡と讀み、「正嫡として」の意味に用いられており、おもな用例としては、以下が挙げられる。

「啻(嫡)として、邑人……を官嗣(司)せよ」(匄簋集成 04321)

「乃の且(祖)考を啻(嫡)官して、邑人虎臣、西門夷……を嗣(司)めよ」(師西簋集成 04288)、

「王若くのごとく曰く、虎よ、先王に哉(在)りては、既に乃の祖考に事を令じ、啻として、ナ(左)右戲緜(繁)荆(荊)を官嗣(司)せしむ、今余佳(唯)れ先王の令に帥井(型)し、女(汝)に令じて、乃の祖考を更ぎ、啻(嫡)として、ナ(左)右戲緜(繁)荆(荊)を官嗣(司)せしむ、夙夜に敬し、朕が令を濃(廢)すること勿かれ」(師虎簋集成 04316)

思うに、『禮記』曲禮下に「喪を告ぐるに、天王には登假と曰う。之の廟を措き、之の主を立てれば帝と曰う」とあり、帝とは先王をいう。晉伯卣には「晉伯阜(厥)の啻(嫡)宗の寶彝を作る、其れ萬年永く用いよ」(銘圖 13279)とあって、啻宗とは自らに繋がる宗廟内の代々の先祖を指すと考えられる。師眉鼎の「其れ用って阜(厥)の帝(嫡)考に高(享)せよ」(集成 02705)の帝(嫡)考も先代の御靈をいう。師衛鼎(銘圖 2378)に「豊公衛をして厥の商に陟(のぼ)さしめ、臨みて覺(豊)域に射せしむ」とあって、「厥の商に陟す」は先祖の靈に享して禱ること。「陟す」は、卜辞に「乙巳貞う、□禦して、其れ高祖王亥に陟さんか」(補 10516)の例がある。これらの用例から、この銘文の啻字は祖先を意味すると考えられる。上啻は「上の正嫡」、曾侯與の家系を「遡上すれば嫡流にあたる」と解する。後の文にあるように曾侯與にとつては皇祖となる。

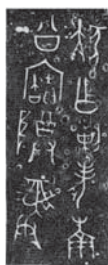
筮(左) 簪(右) 文武達殷之命、羸(撫) 鑿(定) 天下。王譴(遣) 命南公、懲(繁) 宅圻(汭) 土、君比(庇) 淮戸(夷)、颯(臨) 有江瀕(夏)。

「筮器文武達殷之命」と同様の表現をとるものとして、以下がある。
「文王、武王を夾(嚮)召して殷を達ち、天の魯令(命)を雁(膺)受す」(逡盤新收 757)

「武王は四方を逡征し、殷の峻民を達つ」(史牆盤集成 10175)
「佳王正月初吉丁亥、晉公曰く、我が皇且(祖)唐公、大令(命)を雁(膺)受し、武王を左右す」(晉公益集成 10342)

銘文の内容について、伯括が南公に命じられ封建されたと解釋する説(1)と、伯括が南公であることには違いは無いが、この銘文にある南公が伯括とは代が異なり、また當代の王も異なると解釋する説(2)がある。

(1) ②黄鳳春、胡剛は、隨州葉家山西周曾國墓地からは「玃乍(作)刺(烈)考南公寶尊彝」の器銘をもつ簋(銘圖續 371。左圖参照)が出土しており、玃が曾侯として南公伯遶を繼ぎ、隨州一帯をおさめたとする。曾は商代から續く方族であり、周は克殷後、漢水流域にあった曾の本領を安堵し、のちそこへ周の一族の伯括が南公として初封されたとする。銘文にある王は成王とする。曾侯玃は系統からみれば成王から康王にかけての人物となる。南宮乎鐘(集成 1811)に「皇且(祖)南公、亞且(祖)公中(仲)」と見えることについて、



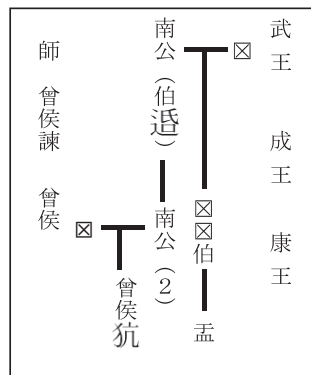
大孟鼎にある孟の祖父が南公、父は公仲となるので、曾侯罔と公仲を兄弟とする。曾侯罔と孟は同じ家系で嫡傍が異なり、曾侯罔が一世代上の叔父、孟は甥の關係にあったとする。

(2) ⑭王恩田は、曾侯罔を、大孟鼎に見える孟の息子とする。南公に命じられた伯遼は孟の祖父。父公中をはさんで、二代目南公を孟が継いだとする。この(曾侯與鐘)銘文で命をくだすのは孟の世代の王である康王。二代目南公に命じられた孟ではあるが、この二代は、曾の地の實質的な統治をおこなったわけではなく、曾侯として實質的な統治を行ったのは息子の曾侯罔が最初であって、曾侯罔は昭王の時代の人物とする。

考えるに、隨州葉家山墓地出土青銅器銘文に見える名號のうち、師、曾侯諫、曾侯(名不明)までは、殷代以來の舊曾侯家による統治が續いたと思われる。伯遼の時本領を安堵され初封されたのは曾侯諫であろう。伯遼を継いだ二代目南公の息子の罔が、姫姓の諸侯としては始めて3代目曾侯に封建され實際の統治に当たったと考えられる。(左系圖参照)

大孟鼎に「祖南公」とある南公が問題となるが、この南公も同じく伯括であると考えられる。孟の家筋が南公家の嫡傍いずれであったかは不詳であるが、大孟鼎に「孟よ廼ち盟(召)夾して戎を死嗣(司)せよ」とあり、孟が祖父南公を繼いで治めるように王から命じられ、以後統治に當たることになった方面には「戎」が對峙している。また、賜った家臣等の構成、小孟鼎に記載のある鬼方討伐等、孟の政治的な立場から見て、その範圍が隨州の曾侯の領域とは考えにくい。ただ、

祖父南公が関わった地域として漢水東岸以外の南土も想定できる。湖北省蕪春達城新屋灣から出土した孟方鼎(新收1244~1245)は殷末周初の孟の一族の製作したものとも考えられ、あるいは長江中流域の地にまで管轄領域が及んでいたのかもしれない。



曾侯罔を昭王の時代の人物とする王恩田の説では、舊國の曾の本領統治が長すぎ、統治の始まりから時を置かずに昭王の南征を迎えることとなる。西周の南方經營が昭王期から始まったとは考えにくい。

曾侯罔の時の王は康王、大孟鼎の孟の時代も王は康王であり、この銘文に言う南公は、南公家の2代目である。二人は家系の異なる、(あるいは嫡傍の異なる)同世代となる。

曾侯與はB組の鐘で「余は稷の玄孫」と言うところから、周の王族の末裔であると稱しているが、曾侯罔以後のことであろう。

青銅器銘文から、その後の南宮、南公の稱謂をもとめると、南宮の器は十件を越える。所謂南宮家の作器である。天馬曲村遺址M6081からは西周早期の南宮姫鼎(「南宮姫乍(作)寶尊鼎」新收925~926)が出土しており、南宮家が姫姓であることがわかる。南公につ

いては、前引の南宮乎鐘に「皇祖南公、亞祖公仲」とあるところから、南宮家と南公家を同一の家系とみることができ、青銅器銘文中に見える南公の稱謂は少なく、大盂鼎、曾侯魫簋の後、西周晩期の南公有司鼎（集成2631）、南宮乎鐘及び曾侯與鐘の5件のみである。

「王譚命南公」の譚字の右旁の昔は、郭店楚簡『語叢』四の第二一簡が遣字を𠄎（逝）に作るのに似る（善く民を使う者は、四時に一たび遣きて一たび來たるが若し）。


「懲宅坩土」の坩は沔字であり、元來は流れ入ることを示す。『說文解字』（卷十一上）には「水の相い入る兒」とあり、段玉裁注に『春秋左氏傳』に漢沔、渭沔、雒沔、滑沔がある。杜預は、或いは云う、水内。或は云う、水の隈曲するを沔と曰う」とする。⑮陳偉は、沔を裔と訓み、『方言』卷十二の「裔は夷狄の總名」を擧げる。⑯李學勤は、『水經注』渭水注（「澠水有り。縣の西北黃山より出で、南して澠西縣の西を逕て、又た東南す。澠水は焉に入る。澠水は桐柏山の陽より出ず、呂忱曰く、水は義陽にあつて、澠水は東南して澠西縣の西を逕て、又た東南して澠に注ぐ」）を擧げ、渭水に澠水、澠水が合流する地域が、周代曾國の核心地區であり、沔土はここを指す地名としている。『說文解字』に従い、⑰李學勤の説が妥當と考える。


「懲宅」の懲字は繁字に心を添加するが、『說文解字』に、懲は「巻き收めること」とあり、段玉裁は「長繩を巻き收め、重ねて環のようにする」といい、『詩經』周南・樛木の「南に樛木有り、葛藟之に懲る」の毛傳に「懲とは旋すこと」とあるのを擧げる。

「君比淮尸」の君は、君臨しておさめること。『尚書』説（分）命上


に「天子は惟れ萬邦に君し、百官式を承く」、『管子』内業に「一を執つて失なわず、能く萬物を君む」とある。


その下の「𠄎」字については、⑱發掘簡報が此と釋し、⑲方輝、⑳董珊は銘文の當該字と郭店楚簡『緇衣』第一四簡の此字（𠄎）が類似するといふ。㉑李學勤は𠄎と隸定し、匕聲の字とする。

君庇と連語し、統治し庇護する意味とするべきであるといふ。㉒許可は、同鐘銘文中の止が  に作られることから、指示代詞の此


とは隸定しがたいとして、李學勤の説に従う。その上で、銘文中の當該字は  にするべきであり、𠄎（必）字にあたるとする。

楚簡中にある𠄎、𠄎の字が、必と讀まれている例を引き、必と𠄎の字形が近く、また𠄎と才とは一字が分化したものであり、

 の左邊は必の初文の簡略形であつて、聲符の匕を加えて一字としており、必、𠄎、𠄎、𠄎と讀みを同じにするといふ。ただ、楚簡

中に常見する必の字は  （郭店楚簡『老子』甲第三六簡等）に作り、この字形と𠄎の字との關係は明らかではないといふ。

考えるに金文では必、𠄎は  （習鼎・集成02888）に作り、𠄎は  （或方鼎・集成02824）、𠄎（琿生簋・集成01292）に作つて象形

を異にする。 の左邊が、𠄎の𠄎の象形である𠄎であるとすれば、「柄を握る」の意に解することができるが、判然としない。

いまは㉓李學勤の説に従い、匕聲の比字と通假する庇と解する。

「君庇淮夷、臨有江夏」の二句は、南公が統治を命じられ、曾侯が封建され經營することとなつた地域は、淮夷の居住する地域、ならびに漢水の入江する江夏付近までに及ぶことをいふ。従來の行政區畫と

しての地域名をいう「江夏」の名は、傳世文獻としては『漢書』地理志に最初にあらわれる。

周室之既庠（卑）、敷（吾）用燮（燮）謫（就）楚。吳恃有衆庶、而行亂、西政（征）南伐、乃加於楚、留（荊）邦既燹（燹）、而天命酒（將）誤（迂）。

「周室之既庠」について、②凡國棟は「庠は卑と讀む、衰微すること」と言い、『春秋左氏傳』昭公三年「公室將卑、其宗族枝葉先落」及び『國語』周語上「王室其將卑乎」韋昭注「卑、微也」を擧げる。

考えるに、『春秋左氏傳』昭公三年の文章は、晋の公室の衰えをいう叔向の言葉で、『國語』周語上は、厲王の暴政に對する芮伯の言葉である。『國語』鄭語の、桓公に對する史伯の言葉に、「王室將卑」として幽王期の各國諸侯の状態を詳説する。今はこれに従い、兩周の際の狀況を言うとする。

「敷用燮謫楚」の「敷」字は吾と通じ、一人稱を示す字として讀むのが通説である。中山王響壺（集成 9735）に「吾君」の盧を~~火~~火字に作る。また爨書缶（集成 10008）に「盧（~~火~~）」以て眉壽を旂る」とあって、M1・3 鐘にある「敷以て眉壽を祈る」の表現と同じ。この鐘銘において曾侯與は自ら與と名を稱し、曾侯と侯名を稱し、余と自稱する。

「燮」字は、曾伯秉簠（集成 4631）の「繁湯を印燮す」の燮（~~燮~~）と同じ字形で、印燮は抑え治めること。

「謫」字は『爾雅』釋訓に「謫謫謫謫、讒慝を崇すこと」とあり、注には「盛んに烈しい兒」とあるが、⑧李天虹がいうように、右傍の高的字を、就の異體字とするのが妥當であろう。『說文解字』卷五の就字に「高なり」とある。

思うに、青銅器銘文に常用される就（臺）の字は、「齏臺」と用いられることが多く、齏と熟して繼ぎ重なる意味となる（馬越靖史氏の逕盤解釋による。『漢字學研究』第二號一〇四頁参照）。「燮就」を、修め重ねると解するならば、ここでは曾が楚との間に世々結んできた盟誓を積み重ねることを示すということになろう。後文に、「余齏鬪楚成」とあり、鬪と類似の表現とも考えられる。『史記』楚世家によれば、楚武王が隨（すなわち金文の曾）を攻め、後に盟を結んで、隨が周王室へ楚の尊號のとりなしをした前七〇四年以来、吳が楚都郢に攻め入り、楚昭王が隨に出奔する前五〇六年まで、おおよそ二世紀にわたって隨は楚と盟約を結んで恭順する立場をとっていたといえる。『春秋左氏傳』定公四年傳によると、吳の「漢陽の田は、君實に之を有す」という申し出に對して、隨人が「隨は辟小であるので、楚と密邇してきた、楚は實に存し、世々盟誓が有って、今に至るまで改めてはいない」と答えて楚との「盟誓」があったことを示している。

「吳恃有衆庶、行亂、西政（征）南伐」については、吳が楚に侵入した戦亂を指す。『春秋左氏傳』定公四年（前五〇六）經に、「冬、蔡侯、吳子、唐侯、楚を伐つ、舟を淮汭に舍き、豫章よりして、楚と漢を夾さむ」とある。

その地理に関する考證をやや詳しく参照しておく、⑩王恩田は、

呉は淮水を溯って西上し、河南信陽附近の淮水の彎曲した箇所である「淮汭」に到達した後、「舟を淮汭に舍」いて岸に登り、晋國から得た車戦技術を利用して、信陽以南の大隧、直轅、冥阨の三つの「城口」を通過し、その後南下して楚と陸戦を展開した。柏舉で楚に勝ち、再び清發で勝ち、五戦して郢に及び、楚都に攻め入ったので、楚の昭王は隨に出奔したとする。二年の後、呉は再び楚を伐つにあたり、この経路を使ったとして、豫章、小別、大別を現在の信陽よりも東に設定する。

高崇文（曾侯與編鐘銘文所記呉伐楚路線辨析——兼論春秋時期楚郢都地望）『江漢考古』二〇一五年第三期）は、呉軍は乗船して淮水を溯って西上し、蔡國境内に上陸して、蔡の軍と合流して西に進んだ。楚の方城の南端にある隘道（いわゆる「城口」。『左傳』の疏では城口は大隧、直轅、冥阨の三つの隘道の総稱とする）を越えて唐國に到達し、唐の師と會合し、繼續して現在の唐河岸に沿って西南に進み、豫章の大陂（『水經注』卷三二によれば豫章の大陂は涑水の西岸）から進んで漢水北岸に到り、楚軍と漢水を挟んで對峙した。その後襄樊東北の小別、大別、柏舉、清發、雍澁等の地で楚軍を破り、漢水を渡って南下し今の宜城の楚の郢都に攻め入ったとする。

子居（清華簡《繫年》第一六一―一九章解析）『學燈』第二五期）は、呉師は豫章より三百里を奔襲し、現在の信陽付近の霍邱、固始の間に至った。そこから冥隘のある義陽三關に到達した。義陽三關内の唐國はすでに楚に叛しており、内外から挟み撃ちし、冥隘の守備を無きものにすることができた。それで呉師は直接冥隘から攻め入った。呉國

はこのように先ず晋國と手を結んで楚師を方城で牽制し、再び轉じて蔡、唐等の國と接觸する。一旦楚にはいってからは長途を奔襲した。そして迅速に冥隘を掌握する戦略を措施し、呉師は冥隘に攻め入った後、また隨棗走廊を西進する道を取り、現在の襄陽市の東の地區で楚師と漢水を挟んで對陣した。呉師は已に「舟を淮汭に舍」いて、陸路に據って楚國に攻め入った。もしまず南下を選べば、水網の密集する蘄澤地形との對面を要し、必然的に對応が難しくなる。とすれば、大別、小別、柏舉をいづれも湖北東部とする従来からの説と形勢が合わなくなる、この時、呉軍は隨棗走廊を選択し、歩兵の進軍速度を速めたのみならず、かつ沿途の唐國の補給を得ることが可能となった。『春秋左氏傳』の言う大別は今の大洪山及び其の西北の山脈であり、小別は大別の一部分にあたり、大體今の襄陽市の西の崧山鎮以南の地區である。子常が漢水を渡り呉軍に敗れた後、呉軍は併せて漢水を渡って南下して郢に入る計畫を選択しなかった。柏舉は『春秋公羊傳』及び『春秋穀梁傳』では伯莒に作り、『戰國策』では伯舉に作り、其の地は現在の襄陽の東の白水流域、即ち白水の渠と解釋することが可能である。『水經注』の白水は今の棗陽市の滾河である。またすでに『左傳』定公四年に「小別自り大別に至りて三戰す」と見えるように、柏舉は小別からはおよそ四十キロあまりの距離、柏舉は今の棗陽市滾河沿岸の呉店鎮一帶にあった可能性が高い。兩軍は大洪山西北の余脈の山麓に沿って對戦した。清發は涑水河源頭の地區、即ち清華簡『楚居』に見える「發漸」の地である。今の隨州洪山鎮、双河鎮、長崗鎮一帯であろう。雍澁は涑水の澁の可能性が高い。今の湖北鐘祥胡集鎮と冷水

鎮の間の河流である。成臼から西に漢水を渡り、胡集鎮一帯に到達した呉軍は胡集一帯で食事の後、涌水附近で再び追上し并せて楚軍を敗った。その後、呉軍は三ないし四日をかけて郢郊外に到達したとする。

考えるに、(1) 王恩田は、呉軍が義陽三關を越え、安陸から南で楚軍と戦い、勝利して西に進撃したとするが、「漢水で對峙した」という『春秋左氏傳』の一文が解せない。また、戦いの場を安陸から南に設定すると、西に進んで郢に至る江北の地は濕地帯が多く、實情に合わないと考えられる。(2) 高崇文は方城の南の城口から侵攻し、襄樊東北の小別、大別、柏舉、清發、雍澁等の地で楚軍を破ったとするが、五戦を重ねた戦域としては狭く、戦いの場のひろがりとして適當であるとは思えない。(3) 子居は、唐國と連携して義陽三關を越えたのち、隨棗走廊を西進する道を取り、現在の襄陽市の東の地區で楚師と漢水を挟んで對陣したとするが、途上にある隨(曾)の疆域は、後に昭王が逃げ込む場所であり、呉の制圧下にあったとは考えがたい。「柏舉の戦い」を含む名のある大會戦に、拙速な判断は加えられないが、(1)(2)(3)を参考にして、呉の侵入路は、唐侯の手引きが得やすい方城の南の端の「城口」、侵入後は西進して襄樊付近で漢水を挟んで楚軍と對峙し、漢水を渡ってきた楚軍を破って、漢水沿いに南下して大洪山地(大別山)の西で闘い、さらに南下して清發、雍澁でも勝利して郢に至ったとしたい。

「乃加於楚」は、⑩王恩田は、『春秋左氏傳』隱公三年の「六逆」の一つとしてある「小加大」の注「小國而加兵於大國」の孔疏に「加は

亦た加陵すること」とあるのを擧げ、小國の呉が大國の楚を欺凌するという。今この説に従い、凌駕する意とする。

「智邦既覲、而天命猶誤」の「智」字は、邾大宰簋(集成04623)にも見えるが、その銘では「耕」と釋される人名である。ここでは荆の異體字とする。扁と兕と火に従う覲字は、扁声とすれば變と通假する。「天命」は、前文の「文武の、殷を達つ命を左右す」以下に懸けて言うものと思われる。猶字は中山王壺(集成09735)に見えるもの(楮)と同じ。誤字は、⑩王恩田が言うように、迄と同音で、他の力に拮抗して「逆らいたがえる」こと。誤の上古音は魚部、迄の上古音も魚部で通假する。

有嚴曾侯、訖(訖訖)卒(厥)諱(聖、親博(搏) 武功(功)、楚命是爭(靜)、復(復) 璽(定) 楚王。

「有嚴曾侯」の「有嚴」は、金文に見える常語。先王の嚴肅な儀容をいう。「上に在り」「帝の左右に在り」の語と繋げることが多く、上帝のもとに在る歴代曾侯をいう。秦公簋(集成04315)には「嚴として天命を躡賁す」とある。「躡賁」は恭しく慎む心を言う。

ここにいう「曾侯」は、以下に「親ら武功を搏して、楚命を靜め、楚王を復定す」とあるように、曾侯與をも含むので、歴代曾侯と區別しての主述関係が取り難い。漢字學研究會に於ける釋讀の検討中、松井嘉徳氏より、「而天命將迄」以下の六句は、曾侯與頌とも言うべき既成の頌句の挿入ではないかとのご指摘があった。そのように解す

れば、「有嚴」並びに、以下の「曾侯之靈」の「靈」、「辟穆曾侯」の「辟穆」は、それぞれ曾侯與を形容する語となり、以下の句の主述関係も曾侯與に係ることとなる。ただ、靈字の形容詞としての使用例に、この銘文に適うものは見うけがたく、今は「曾侯之靈」以下「懷燮四方」までを挿入句と解しておく。

「訛訛兵誥」の^⑧𠄎の字を、^⑨董珊等は「𠄎」と釋すが、字の造形は^⑩王恩田がいうように、心と言とに従うとするのが妥當であろう。訛字は同様の字形として『說文解字』卷三上「信」の古文に^⑪𠄎があり、字義は「誠なり」とする。誥は聖の異體字。『詩經』小雅、正月に「具に予を聖と謂う」とあって、徳の高いことを指す。

「親搏武攻」の搏は搏の字。號季子白盤（集成 10173）に「不（丕）顯なる子白、戎工（功）に崑（壯）武にして、四方を經緞（維）し、厥統（緞統）を洛の陽に搏（搏）伐す」とあり、宗周鐘（集成 00200）に「王 寧（敦）伐して其れ至り、昏（厥）の都を𠄎（撲）伐す」とある。『詩經』小雅・出車には「赫赫たる南仲、西戎を薄伐す」とあって、それぞれ搏、𠄎、薄に作って音通する。また『史記』白起王翦列傳に「其の將軍趙括銳卒を出し自ら搏戰す」とある。

「楚命是爭」の爭字は、受（兩手）と力の古文の力（すき）とに従う。多友鼎（集成 02835）の靜字（「汝既に京師を靜む」の^⑫𠄎字）の右旁に似ることから、字義は靜めることとする。この句は、曾侯に遣命された荆邦の統治を天命とし、盟約を結んでいる楚の授かった命を靜めることをいう。ただここに言う「楚命」は、𠄎（新收 469）に「新たに楚王^⑬に命じ、天命を膺受せしむ、𠄎用て不廷を燮む」とある

楚王が即位に際して。新たに命を受け、天命を膺受するという偁みを指していると考えられる。

「復纂楚王」は、『春秋左氏傳』定公五年に見える昭王が郢に帰還した記述を指すと解すれば、前五〇五年のこととなる。

曾侯之^⑭𠄎（靈）、辟（𠄎）穆曾侯、𠄎（𠄎）武悞（畏）詎（忌）、共（恭）靈（寅）齋𠄎（盟）、伐武之表、懷燮（燮）四旁（方）。

「曾侯之」の下の^⑮𠄎と辟に従う「^⑯𠄎」（^⑰𠄎）字の下部「辟」は、薛侯盤（集成 10133）の「薛」字（^⑱𠄎）に似る。^⑲凡國棟は薛の異文の^⑳𠄎（𠄎）とする。今はこれに従う。『說文解字』九上の辟字には「治なり」とあり、おさめることを指す。𠄎字は、「^㉑𠄎終」等に用いられる金文の常語。名詞としての使用としては、『春秋左氏傳』昭公三十二年に「今我福を徼め、靈を成王に假りんと欲す」、哀公二十四年に「寡君 福を周公に徼めんと欲す、願わくは靈を臧氏に乞わんと」、昭公二十一年に「平公の靈よ、尚わくは余を輔相したまえ」とある。今はこの^㉒𠄎を曾侯の「みたま」と解釋し、この文字を^㉓𠄎と辟の合文と見なし、それぞれ靈・治の意味で解しておく。

この字の下の「穆」字は、B組編鐘に「穆善敦敏」の表現があり、篤いことを指す。

「𠄎武悞詎」の「𠄎武」は周王孫戈（集成 11309）の「^㉔孔だ𠄎（𠄎）^㉕く元いに武」を縮めたもの。號季子白盤に（集成 10173）「戎工に𠄎武」とある。また『詩經』鄭風・羔裘に「羔裘に豹飾、孔だ武にして力

あり」という。

「悞認」は、金文の常語。陳助墓蓋（集成4390）に「鬼神に孽蚩し、襄觀畏忌す」、王孫遺者鐘（集成2811）に「余宏鞞鞞辱（舒遲）にして、敗嬰すること趨趨たり」、王子午鼎（集成2811）に「宏鞞鞞辱し、敗期すること趨趨として、卒の盟祀を敬しまん」とある。この銘文で曾侯與が畏怖し敬うのは、B組編鐘と照らせば「天命」である。

「共盥齋盟」の「共盥」もまた金文の常語。先述の秦公盥竝びに『尚書』無逸に「嚴として恭寅」とあり、恭しく敬虔なこと。「齋盟」は、『春秋左氏傳』襄公廿二年に「以て齋盟を受く」。成公十一年に「齋盟は信を質す所以のもの」とある。齋戒して盟うこと。B組編鐘にも「共寅齋盟」と見える。

「伐武之表」の「伐」字は、⑩清華大學出土文獻讀書會に言うように、『春秋左氏傳』莊公二十八年「且つ君の伐を旌らかにす」の注に「伐、功なり」とあり、功伐をいう。また、段玉裁は『說文解字注』卷八伐襄公十九年傳の「諸侯は時を言い功を計る。大夫は伐を稱す」をあげる。「表」は儀範をいう。『禮記』表記に「仁は天下の表なり」とあり、疏に「表は儀表を謂う。仁恩は是れ行いの盛極なるを言う。故に天下の儀表と爲る」とある。また、『春秋左氏傳』襄公十四年に「昔伯舅大公、我先王を右け、周室に股肱たりて、萬民を師保す。世々大師に胙いて、以て東海に表らかにす」とあり、注に「顯かなり。顯らかに東海に封し、以て大師の功に奉ずるを謂う」とある。「伐武之表」とは曾侯の武功が範として顯章されることを言う。

余籚（申）鬪（恪）楚成、改復（復）曾疆。

「余籚鬪楚成」の「鬪」字の字形「𠄎」の中を、⑰吳雪飛は多と舟と央に從う鬪の異體字とし、央を声符として、央と貉の對轉關係から「固」と釋し、以下のように云う。貉の字を、段玉裁は「今字は乃ち皆な貉を假りて貉と爲す」といい、貉を貉の本字とする。楊筠如が指摘するように、『尚書』中には各を通じて固に作る事が多い。また『說文解字』卷十一上、水部の涸を「貉のように讀む」とするところから、鬪の字は通じて固に作る事ができる。「申鬪大命」は、『春秋左氏傳』宣公十五年にある「申固其命」にほかならない。

④曹錦炎は、北京の收藏家梁氏が藏する同銘の鐘の殘片の當該字を「𠄎」と書き起こして（北京梁氏收藏の殘片については「參考」欄cを参照）、多と舟と用に從うとする。「この字はM1・1及び北京梁氏殘片の銘文寫眞・拓本ともに判讀しにくいが、①發掘簡報によるM1・1の模本と④曹錦炎による殘片の模本とでは、□の中の下部が、それぞれ央、用となっており、違いがあることは、これを聲符、合文と見る場合には、留意をせねばならない。」

②尹秀嬌は、この字の釋讀のための資料として、山東棗莊徐樓東周墓出土の宋公鬪鼎（銘圖續209）の銘文（「有殷天乙唐孫宋公鬪乍□叔子奉鼎」）中の「𠄎」を擧げる。そしてこの宋公鬪を宋の共公とし、『史記』宋微子世家に「二十二年、文公卒、子共公瑕立」、竝びに『春秋左氏傳』成公十五年（BC716）「夏、六月、宋公固卒」の傳に「夏、六月、宋共公卒」とあることから、瑕（瑕見紐魚部）、固（見紐魚部）、

鬮(匣紐鐸部)が通じて用いられていることを例證とする。

考えるに、楊樹達『積微居金文說』、「毛公鼎跋」は、鬮の字は恪窓の初文でつつしむ意とする。そこでこの銘文の當該字の字形は、□の中を豹の異體字と用に従う合文とする曹錦炎の説に據り、字義は楊樹達ならびに村上幸造氏『猷簋の解釋』、『漢字學研究』第四號「猷簋」一一四頁)を參照して、「つとめ(つつしんで)もちいる」の意味とする。「鬮鬮楚成」は楚との成盟を繼ぎ勉め謹んで用いることとする。

甞(擇) 悴(淦) 吉金、自酢(作) 宗彝。甞鐘鳴皇、用考「以」亨于悴(淦) 皇昌(祖)。

「甞悴吉金」「用考「以」亨于悴皇昌」の「悴」字は、⑩清華大學出土文獻讀書會は「悴」(淦)字とする。悴は『爾雅』に「我也、予也」とある。すなわち「台」であって、私の意味で讀む。この字を一人稱として用いる金文の例として、邾公鞮鐘(集成149～152)の「悴が甞鐘二錯を鑄す」や、戎生編鐘(新收1613～1620)の「悴が皇且(祖) 憲公」「悴が皇考邵(昭) 白(伯)」などがある。

考えるに、曾大攻尹季淦戈(集成11865)の悴字は淦に作り、邾王義楚解(集成6912)の「永く紂が身を保ち、子孫寶とせよ」の紂の字は淦に作って私の意味で讀む。また、郭店楚簡『老子』(甲本十一)は始を紂淦に作る。悴、淦、紂の三字は通用し、『爾雅』に言う「我なり」の意味となる。「悴」字はムを欠くが、淦の異體字とするのが妥當であろう。

「甞悴吉金、自酢宗彝。甞鐘鳴皇、用考「以」亨于悴皇昌」は、⑩清華大學出土文獻讀書會に指摘するように、猷巢鐘(新收1277～1282)の「卒(厥)の吉金を甞(擇)び、自ら甞鐘を乍(作)り、我が皇祖に以て高(享)し以て孝す」や、あるいは曾伯栻簋(集成4631)の「我が皇且(祖)・文考に用て耆(孝)し用て高(享)す」と同様の表現である。

以愆(祈) 眉壽。大命之長、朋(其) 肫(純) 諶(德) 降、余萬殛(世) 是恫(常)。

「大命之長」の「大命」は、周の文・武王が天より授けられたものであり、そして周王から南公に發命され、曾侯へと下されたものを「天命」とする。更に前文の「楚命」を承け、歴代の曾侯が楚との間に結んできた盟約を示して、大命・天命・楚命の區別が行われている。大命・天命・楚命の關係を圖示すると、以下のようになる。

「大命」↓周王↓遺命南公(汭土に繁宅し、淮夷を君庇し、江夏に臨む)↓「天命」曾侯

⇔盟約
↓「楚命」楚王

周の諸侯としての體面を保ちながらも、楚の僭みに隨う曾侯與にとつて、周の大命の持つ意味は、當時の状況にあわせて大きく變質し

ていると言わねばならない。

「余萬彀是恂」の「恂」字は、陳公子叔原父甗（集成 047）には「子孫是れ尚（常）とせよ」とあり、また、爲甫人盥（集成 04106）には「邁（萬）歳用て尚（常）とせよ」、陳侯因脊錚（集成 4949）には「翌（世）萬子孫、永く典尚（常）と爲せ」とあり、ここでも「常」と讀む。

訓讀

佳れ王の正月、吉日甲午。

曾侯與曰く、伯遼は上の嫡。文武の、殷を達つ命を左右し、天下を撫定せり。王は南公に遣命し、汭土に繁宅し、淮夷を君庇し、江夏に臨むこと有らしむ。

周室の既に卑えてより、吾れら用て楚と變就す。

呉は衆庶有るに恃み、亂を行し、西征南伐し、乃ち楚に加え、荊邦は既に變じ、而して天命は將に迂わんとす。

有嚴なる曾侯、訖詠たる厥の聖、親ら武功を搏し、楚命は是に靜まり、楚王を復定せり。曾侯の靈、雙むること穆たる曾侯、臧武畏忌して、齋盟を恭寅し、伐武の表もて、四方を懷け變む。

余は楚の成を申恪し、改めて曾彊を復せり。銚が吉金を擇び、自ら宗彝を作る。甗鐘は鳴皇し、用て銚が皇祖に孝し以て亨す。以て眉壽を祈る。大命の長きに、其れ純徳の降らんことを。余、萬世まで是れを常とせん。

現代語譯

王の正月、吉日甲午のこと。

曾侯與は言った。（我が）上の正嫡である伯遼は、殷を伐つという文王武王の天命を輔佐して、天下を撫定した。王は南公に、汭の地を經營し、淮夷を統治して庇護し、江夏に臨むよう命を發した。

周の王室が既に衰微してからは、吾らは楚と（盟誓を）修め重ねてきた。

呉は多くの味方を頼みにして、亂をおこし、西へと侵入し南へと伐つて出て、楚を凌駕し、荊の邦は既に禍に變じ、（授かった）天命に違ふありさまとなろうしていた。

威儀ある曾侯は、至誠の徳を保ち、親ら武功を示して、楚の（授かった）天命を靜め、楚王を復位させた。

歴代の曾侯は、その統治が篤實であり、天命を畏怖して武威を示し、齋盟を敬い、顯かな武功をもって、四方を懷け治めた。

余は楚との成約を繼ぎ勉め謹しんで、改めて曾彊を復舊した。（これを祈念して）我が吉金を擇び、自ら宗廟の彝器を作った。和鐘を鳴り響かせ、我が皇祖を祀って長壽を祈る。大命が長く保たれ純徳が降ることを願う。余は萬世の後までこれを常としよう。

参考

M1…1～2以外の鐘及び殘片について、①發掘簡報はM1…3をB組編鐘、M1…4～8をC組編鐘とし、M1…9～10を殘片とし、分組をしていない（左表参照）。これに對して②董珊や銘圖續は、M1…

3～8をB組編鐘とし、殘片のM1…9～10をC組編鐘としているが、内容的なつながりは判然としない。本稿では①發掘簡報の分組に従う。

文峰塔東周曾國墓地 M1 出土鐘		
編號	分組	銘文
M1 : 1	A組	(略)
M1 : 2	A組	(略)
M1 : 3	B組	佳王十月、[吉]日庚午。曾侯與曰、余稷之玄孫。穆善敦敏、畏天之命、定均曾土、恭寅齋盟、敷以祈眉壽。
M1 : 4	C組	及夫二匱樂、爰鄉律士備□□、倉□□
M1 : 5	C組	臨觀元洋、嘉棹芋苜。敷以及夫二匱樂、爰卿律士備迎。稱倉二。余永用、眈長難老、黃枸珥冬無彊
M1 : 6	C組	嘉棹芋苜、敷以
M1 : 7	C組	難老、黃枸珥冬無彊
M1 : 8	C組	難老、黃枸珥冬無彊
M1 : 9	殘片	佳王□月吉日……萬……有……保……
M1 : 10	殘片	……萬民其有□是□余□蘇鐘……

a 曾侯與鐘 B組編鐘

收藏 隨州市博物館(銘圖續)

著録

①發掘簡報

銘圖續 1032

考釋

A組編鐘の考釋を参照。

器制



曾侯與鐘 M1 : 3 (①發掘簡報)

B組編鐘はM1…3の一件のみ存し、かつ破損している。

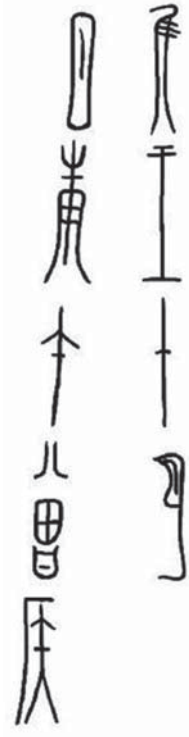
M1…3は長甬、衡は平らで渦紋を飾る。舞部と正鼓部にはやや大きな蟠螭紋を浮き彫りする。舞部の蟠螭の身體には雲雷紋と圈點紋を添えている。右下角の銑部は缺している。通高48.3、甬長19.1、舞脩18、舞廣13.6、中長24.1、銑長29.4、銑間20.6、鼓間16.4、鼓厚0.5E。

銘文

銘文閱讀の順序は、右起左行の格式で、①正面鉦部↓②正面左鼓部↓③背面右鼓部↓④背面鉦部となる。銘文は全文ではなく、末尾の部分が缺けているようである。圖版はいずれも①發掘簡報より。

正面鉦部 二行一〇字

佳王十月「吉」日庚午、曾侯



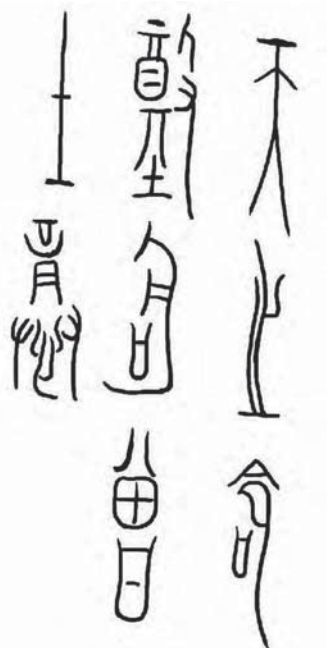
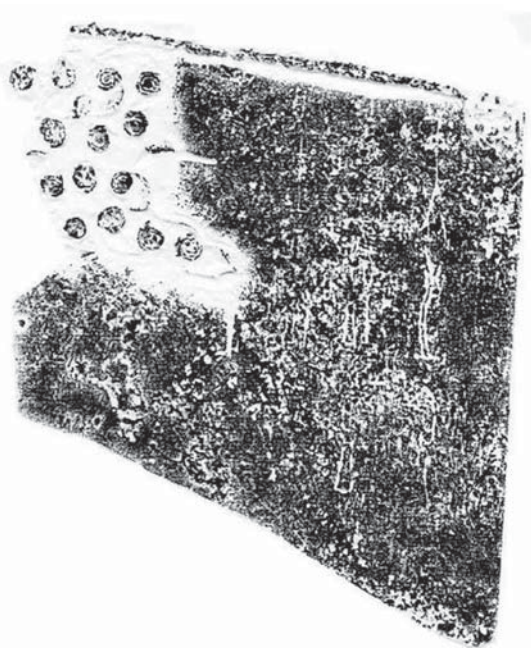
正面左鼓部 四行一二字

臯曰余稷之玄孫、穆善敦敏、畏



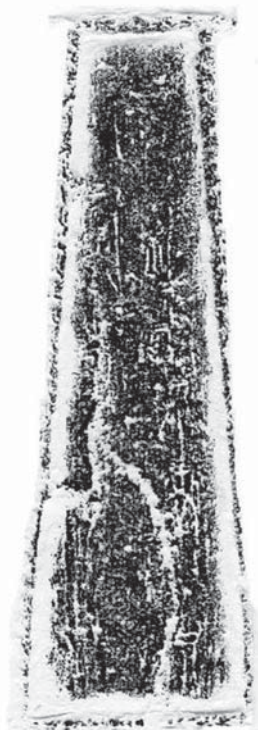
背面右鼓部 三行八字

天之命 鑿均曾土、恭



背面鉦部 殘存銘文二行八字

寅齋鼎、獻以折眉壽



佳王十月「吉」日庚午、曾侯臚（與）曰、余稷之玄孫、穆善敦敏、畏天之命、鑿（定）均曾土、恭寅齋鼎（盟）。獻（吾）以折眉壽。……

「佳王十月「吉」日庚午」について、⑧王澤文は『春秋左氏傳』昭公三十一年の傳「十二月辛亥朔、日有食之」を参照する。（この日食について、齊藤國治・小澤賢二『中國古代の天文記録の検証』第II章『春秋』の中の天文記録」六五頁では、S11BC.11.14.曲阜.8:55から

食分0.61.とする)『左傳』文中では、晉の趙簡子の問いに對する、この日食についての史墨の言葉として、「六年して、此の月に及び、其れ呉は郢に入るも、終には亦た克つこと弗し。郢に入るは必ず庚辰を以ってせん、日月は辰尾に在るも、庚午の日、日に始めて謫有り、火は金に勝つ、故に克つこと弗し」とある。昭公三十一年、十二月辛亥朔の日食から遡ること四十一日前の庚午の日は、十月十九日となる。明らかに楚に有利に作られた予言である。A組編鐘の銘文との關わりを考ふるならば、この銘文にいう十月庚午の日は、呉を退けた楚にとつて、また盟約を結び、疆域を撫定した曾侯にとつても、都合の良い前兆を示す吉日であったのかもしれない。『春秋左氏傳』には、六年後の定公四年(前五〇六年)十一月庚辰に「呉は郢に入る」とあり、①發掘簡報は、夏曆に依れば前五〇四年の十月朔が庚午となり、作器の年に該當するという。しかし、當時夏曆が使用されていたかどうかについては容易に判斷しがたい。

「余稷之玄孫」は、『詩經』大雅・生民に「厥の初め民を生む、時れ維れ姜嫄……載すなはち生まれ載ち育つ、時れ維れ后稷」とあり、神話の中の神を指す。また、『國語』周語上に「昔我が先王、世々后稷たりて、以て虞夏に服事す」とあり、ここでは官職名とされている。后稷については、郭店楚簡の諸篇にも記述が見え、『唐虞之道』に「后稷治土、足民菑(養)」とあり、『尊徳義』には「句(后)稷(稷)之執(藝)墜(地)、墜(地)之道也」とある。

「玄孫」の稱謂を用いる例には、先に擧げた獻巢罇の他に、鍾離公皐鼓座(集成429)に「佳れ正月初吉庚午、余(徐)君此于の玄孫童(鍾)

鹿(離)公皐、其の古金の玄鏐鈍呂を甞(擇)び、自ら隼(晉)鼓を乍(作)る」がある。また類似の文例として、陳防簋蓋(集成4190)に「佳王五月元日丁亥、昉曰く、余は墜(陳)中(仲)の裔孫、釐弔(叔)の和子、視(鬼)神を躡(恭)盥(寅)し、畢葬(恭)悞(畏)忌す」がある。A組編鐘にも同様の表現として「臧武畏忌して、齋盟を恭寅し」とあるが、本銘に「天の命を畏れ」とあることを踏まえると、「臧武畏忌」する対象は、天の命であることが判る。

訓讀

佳れ王の十月吉日庚午、曾侯與曰く、余は稷の玄孫、穆善敦敏して、天の命を畏れ、曾土を定均し、齋盟を恭寅す。吾れ以て眉壽を祈る。
……

現代語譯

王の十月吉日庚午の日に、曾侯與は言った。余は后稷の末裔であり、(祭事に)善く篤く謹しんで、天の命を畏怖し、曾国の領域を均しく治め、齋盟を敬ってきた。吾らは長壽を祈る。……

b 曾侯與鐘 C組編鐘

收藏 隨州市博物館(銘圖續)

著録

①發掘簡報

銘圖續 1033～1037

考釋

A組編鐘の考釋を参照。

器制



曾侯與鐘 M1 : 5 (①發掘簡報)

M1・4・5の五件あり、M1・4のみ破損している。それぞれ甬
衡は平らで、衡面は浮彫りの細かな蟠螭紋もしくは渦紋を飾る。枚は
上に細く下に太い圓柱體で、頂端は弧凸形、浮き彫りした渦紋を飾る。
正鼓近くの口部には紅銅を用いて圓渦紋もしくは鳥雲紋を鑄鑲し、敲
撃の目印としている。背面も同様である。M1・4の殘高は4.1cm。
M1・5・8の通高は、それぞれ34.0、23.7、19.2、19.3cmである。

銘文

ここでは銘文の字數が最も多く殘存しているM1・5の釋讀を行う。
銘文は途中の部分から始まっているようである。銘文閱讀の順序は、
右起左行の格式で、①正面鉦部↓②正面左鼓部↓③背面右鼓部↓④背
面鉦部↓⑤背面左鼓部↓⑥正面右鼓部の順に讀む。圖版はいずれも①
發掘簡報より。

正面鉦部 二行六字

臨觀元洋、嘉楨



曾侯與鐘

正面左鼓部 二行七字（うち合文一）

芋甫。敵以及夫、



背面右鼓部 二行六字

匱樂、爰卿律士



背面鉦部 二行七字（うち重文一字）

備迎。稱倉。余永。



背面左鼓部 二行六字

用、吮長難老、黃





正面右鼓部 二行五字

枸珥冬、無彊。




……臨觀元洋、嘉(嘉) 檀(樹) 芋(華) 苜(英)。 獻(吾) 以及夫(大夫)、匱(宴) 樂、爰卿(饗) 律(肆) 士・備迎(御)。 稱倉(倉倉)。 余永用、眈(睞) 長難老、黃枸珥(珥) 冬(冬)、 無彊(彊)。

「臨觀元洋」の「元洋」を、②凡國棟は元を吉、洋を祥と解する。⑨董珊は元灌と隸定して鐘の作成後の祭祀の名、あるいは鐘の固有名とする。「董珊はこのC組の銘文をB組の後ろに加えて一文とする。」灌字に隸定するには字形上無理があり、「元洋」を鐘の固有名とする例もない。戈などの名稱として「元用」の名があるが、武器以外の稱謂には見られない。鐘の音色の形容としては、「元鳴無期」(蔡侯鐘、集成210)「元鳴孔皇、孔嘉元成」(沈兒鐘、集成203)「元鳴孔煌」(許子鐘、集成153)があり、「元洋」(大いに洋)もあるいは鐘の形容かと思われる。

「嘉檀芋苜」の「嘉(嘉)」字は、王子申淺孟(集成4623)にとあるのに似る。②凡國棟は「檀」字を鼓、「芋」字を竿、「苜」字を鐘として三種の樂器名とする。考えるに、「嘉樹」は龔虞(かねかけ)の裝飾の形容と思われる。「芋」字は華。黓鐘(新收482~493)に鐘を形容して「穌(和)平にして均(韻)は煌(か)か。霽(靈)色は華の若し」と見える華(華)の字に似る。この形容をふまえ、「嘉檀」を建鼓とし、その音像が靈妙であるとする説もあるが(馬曉穩「曾侯與鐘」『藉檀華英』試説)『江漢考古』二〇一六年第五期)、臨み觀る對象を音像とすることには無理がある。「苜(英)」字は蔡侯殘鐘(集成2243)に見える字形に似る。

「獻以及夫夫」の「夫夫」は「大夫」の合文。曾侯乙墓竹簡(210)に七大夫を「七夫夫」に作る。

「爰卿律士・備迎」の「律」字は人と聿とに従う。邵鸞鐘(集成226)に「肆」字を「聿」とから成る字形に作ることから、「肆」

字を指し、「つらなる」の意味と解する。「備」字は、曾侯乙墓竹簡(137)の「備甲」の備と同じ。備甲は、楚甲、吳甲と同様に記される乗車の武人。「迎」字は御(侍者)を指し、曾侯付きの侍者と思われる。

「稱倉倉」の「倉」字は、黠鐘の「逾平倉倉」の「倉」字の字形𠂔と同じ。また宜陽右倉盞(集成3398)の字形𠂔に似る。『說文解字』卷五は奇字として全をあげる。「倉倉」は鐘の聲稱。

「余永用」以下は蝦辭の常語。「眈長難老」の「眈」字は峻・俊と通じて卓越すること。「黄枸」の「枸」字は考。『詩經』小雅・南山有臺に「南山に枸有り、北山に楸有り。樂しき君子、遐なんぞ黄考せざらん」、大雅・行葦に「以て黄考を祈る。黄考は台背す」とある。「珥冬」の「珥」字は珥、引申して止(とどむ)の意味となる(『說文解字注』卷十二)。

訓讀

……臨み觀るに元おおいに洋、嘉樹にして華英なり。吾れ以て大夫に及ぶまで宴樂し、爰こゝに肆士・備御と饗す。稱すること倉倉たり、余 永く用い、峻長にして老い難く、黄考にして終を珥とむること、無疆ならん。

現代語譯

……(編鐘を)臨み見れば、その姿は大いに、洋々としている。(簠
虞の姿は)嘉樹のよう、(鐘の姿は)華のように美しい。吾らは、大夫・
列士・衛士に至るまでみなで饗宴した。(鐘の音色は)倉々としている。
余はこれを永く用い、末永く老いることなく、限りなく長命であり續

けることを願う。

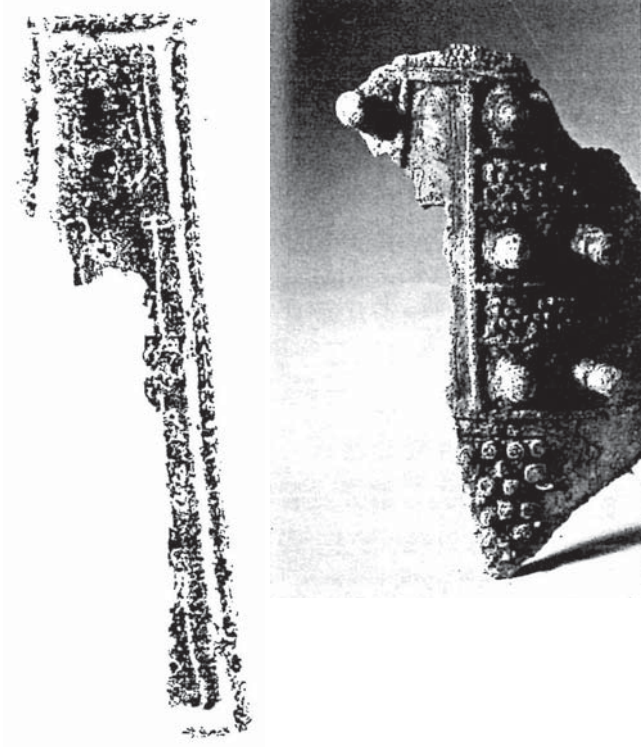
c 殘片

殘片のうちM1..9及び10は①發掘簡報のほか、銘圖續1038、
1039に著録されている。どちらも隨州市博物館に收藏されている。
ここでは器影・銘文拓本・釋文のみ提示し、釋讀は行わない。圖版は
いずれも①發掘簡報より。

M 1 ·· 9

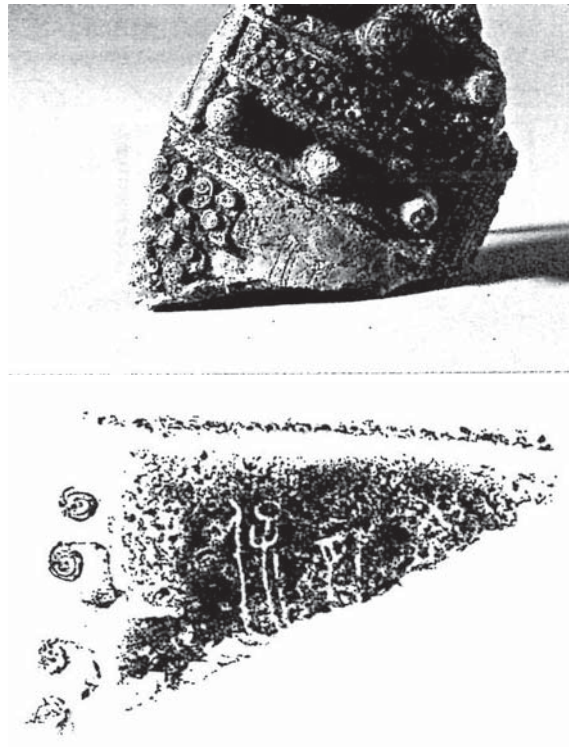
正面鉦部

佳王□月吉日



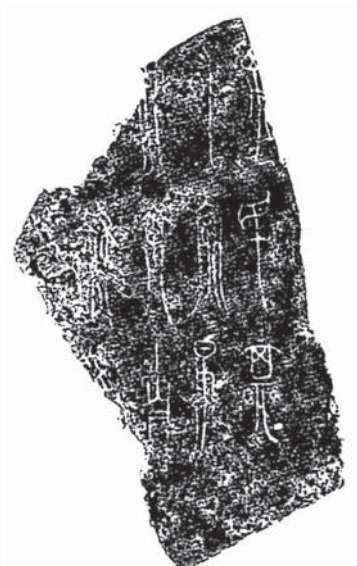
正面右鼓部

萬···有···保···



M 1 · 1 0

……萬民其有□是□余□甬鐘……



北京梁氏收藏殘片

この兩片以外に、④曹錦炎によると、北京の收藏家梁氏の所藏する大型青銅鐘の殘片の銘文が曾侯與鐘A組編鐘と一致し、文峰塔東周曾國墓地M 1より出土したものではないかとする。銘圖續1031にも著録され、A組編鐘の一部とする。圖版は④曹錦炎より。

M 1 · 1の銘文と比較すると、「共盥齋𠄎」の「共」字が「弘」字となり、「改遄曾彊」の「改」字が「整」字となるなどの違いがある。

……侯臧武悞詔、弘盥齋𠄎、伐武之表、懷燮四旁。余齠鬪楚成、整遄曾彊。𠄎悻吉金、自酢宗……





d 曾侯鐘

器名 曾侯鐘 (⑳ M4發掘簡報)

時代 春秋晚期

出土

湖北省隨州市東城區文峰塔東周曾國墓地M4から出土した。M4は二〇一一年に發掘された。墓葬は東北から南西方向の岡の上に位置し、當該墓地西南に澗水と沮水の合流する場所がある。M1、M2、M3の南に位置する。また西の擂鼓墩曾侯乙墓から約4km離れている。M4は大型の方形土坑堅穴墓で、破壊が酷いが、曾侯鐘と一まとまりの隨葬品が發掘された。曾侯鐘の編號はM4・16である。



M4 位置地圖 (⑳ M4發掘簡報)

收藏 隨州市博物館 (銘圖續)

著錄・考釋

⑳湖北省文物考古研究所・隨州市博物館「隨州文峰塔M4(曾侯墓)發掘簡報」『江漢考古』二〇一五年第一期

㉑『穆穆曾侯 棗陽郭家廟曾國墓地』文物出版社、二〇一五年 銘圖續 1025

器制



曾侯鐘 (⑦ M4 發掘簡報)

本器は甬鐘で、編鐘の一部である。鐘身は丸瓦を合わせたような形で、鐘口は大きく舞部はやや小さい。舞部のちょうど真ん中に細長い甬がある。甬の形は八角形で上に細く下に太くなっている。甬の下部には圈施が付いている。旋は帯状で側面には長方形の幹が付いている。幹のなかには長方形の穴があり縄がかけられるようになっていて。鉦の周りには綯索紋が施されている。正面背面の篆の部分には九個の柱状の枚があつて、頂上には突起がある。枚の付け根には圓形の基座がある。甬體には蟠虺紋を飾り、間に幾何紋を飾る。带状の旋には四つの圓渦紋を飾り、間に幾何紋を飾る。幹・舞部・篆帯にそれぞれ蟠虺紋を飾る。通高は 43.3' 身高 26.8' 甬長 16.6' 銑間 19.5' 舞修 17' 舞廣 12.5' 重や 9415 g^約 あら。

銘文

鐘體の正背面の鉦部、正面左右鼓、背面左右鼓部に鑄銘がある。「右起左行」の格式で、銘文閱讀の順序は、①背面右鼓部→②背面鉦部→

③背面左鼓部→④正面右鼓部→⑤正面鉦部→⑥正面左鼓部とされる。内容は途中から始まり、途中で終わっているようである。銘文の圖版は⑦ M4 發掘簡報より。

背面右鼓 二行六字

徇(?) 喬臧武、堯右



背面鉦部 二行六字

楚王。弗戡是無。



背面左鼓 二行六字

穆曾侯、愧記盈



正面右鼓 二行六字？

龔。□□□□□□



正面鉦部 二行六字

命。以憂此鰥寡。



正面左鼓

妥遺(?)皮(彼)無□余





…：徇(?)喬(驕)臧(臧)武、叁(左)右楚王。弗戩(討)是無(許)。穆曾侯、愧(畏)記(忌)盈(温)龔(恭)□□
☒□□命。以憂此鰥寡。妥遺(?)皮(彼)無□余……

「徇(?)喬臧武」の「喬」字は、邵鸞鐘(集成335)に「大鐘八肆(肆)、其の甗は四轄(堵)、喬喬たる其の龍」とあって、鐘簾の龍

飾りが躍動するさまをいう。これに従って、ここでは「喬たかし」と讀む。「臧武」は、A組編鐘にも見える。戦功を稱する語。

「鏜右楚王」は、蔡侯鬬鐘（集成210～219）に「佳れ正五月初吉孟庚、蔡侯鬬（申）曰く、……楚王を輶（左）右し、雀かくかくとして政を豫（爲）し、天命を是れ運ゆらかにす」と、同じ表現が見える。

「弗戠是無」の「弗」字は、（新召戟，集成1116）の字形に似る。「戠」字は、鬲（亞無壽鬲，集成0904）と戈に従う。字音は、「鬲」字の聲符が上古音では幽部、「討」字の上古音も幽部で通假するので、ここでは「討」と讀む。『説文解字』（卷三下）に「戠」の字があり、「支」に従う。鬲聲、周書では曰て討と爲す」という。「無」字は「無」字となる。この字は『説文解字』卷六邑部に「炎帝太嶽の胤、甫侯の封ぜらるる所。潁川に在り。邑に従い、無聲。許の如く讀む」と解説する。ここでは⑦M4發掘簡報に従い、許諾の意とする。前後の文章が欠損しているため、明確な解釋ができないが、⑦M4發掘簡報にいうように「楚王が曾國を討伐しないことが認められている」と解するならば、これをA組編鐘に見える「鬬鬬楚成」、すなわち楚との成盟を繼ぎ、勉め謹んで用いるという、曾と楚との盟約の内容と見ることができているのではないかと思われる。

「愧記盥龔」の「愧記」は「畏忌」を指す。A組編鐘に類似の語句として「臧武悞記」が見える。「盥龔」の「盥」字の字形は、王孫遣者鐘、王孫誥鐘、王子午鼎にみえる「盥龔缺辱」の盥に皿を加えた字の構えに似る。「以憂此鰥寡」の「鰥寡」の語は、「廼ち鰥寡

を救（侮）ましむ」の表現が、作冊嗇卣（集成522）と毛公鼎（集成282）に見える。ただこの銘文の表現は、『詩經』小雅・鴻雁の「爰に矜人と此の鰥寡を哀れむ」に近い。

⑦M4發掘簡報は、この銘の「鏜（左）右楚王。弗戠（討）是無（許）」について、「左右楚王」の句が前述のように蔡侯鬬鐘に見えることを踏まえ、蔡侯の器銘中の「楚王を輶（左）右す」は、蔡が楚に叛く以前の状況を示し、この句は、當時の楚國に臣服したことを示す慣用句であるとす。『春秋左氏傳』によれば、楚の武王が隨（すなわち曾）を伐つてのち、隨國は即ち楚國に臣服し、春秋の世に、隨・楚には世々盟約があったとする。文中では明言していないものの、この曾侯鐘を、蔡が楚に叛く以前のものである蔡侯鬬鐘と同時期のもの、すなわち、曾侯與以前に曾侯の位にあった者の器物（つまりは曾侯與鐘よりも古い）としているようである。

考えるに、楚王は附庸となった他邦の諸侯に對して、前引の蔡侯鬬鐘に「楚王を輶（左）右し、雀かくかくとして政を豫（爲）し、天命を是れ運らかにす」とあるように、天命の僭みを強めている。

封子楚簠（銘圖續52）には、「垚（封）子楚 奠（鄭）武公の孫、楚王の士、其の吉金を甞（擇）び、自ら飢匱（簠）を乍（作）る。用て嘉賓、大夫及び我が朋（朋） 奮（友）に會せん。號號（赫赫）たる弔（叔）楚は之が元子爲りて、命を天より受け、萬葉（世）まで改めず」とあり、同様に、黜鐘（新收482～498）に「余は呂王の孫、楚成王の累（盟） 儻（僕）にして、男子の規（藝）なり、余貳ふたごあらず、天

の下に在り、余臣兒として得難きとならん」とある。楚王は附庸となつた鄭の武公の孫の封子楚、呂の王孫黶といった、他邦の者に對しては、楚王に臣從することを天命とさせている。

曾侯與はA組編鐘において、南宮への發命を受け繼ぐ者としての立場をとり、その命を、楚が授かつた「楚命」と區別する。周の力が衰えてからは、両者が協力して江漢地域を治めてきたという。呉の侵入をとどめて楚の昭王を庇い、「楚命」を復したとするところからいえば、この時の曾と楚の盟約は對等とまでは言えないものの、支配者と附庸の關係を示すものではない。蔡侯鬬鐘に見える蔡侯鬬（申）の立場とは異なると言ひ得る。この立場が曾侯與以前の兩者の關係をいうのであれば、「楚が曾を討伐することはない」という盟約の内容が、曾侯與以前からのものであったにせよ、「楚（左）右楚王」の立場は曾侯與のつてきたものではない。その立場をとるとすれば次世代以後と考へるのが妥當であると考へる。

また、曾侯鐘の銘文は明らかに楚系文字で刻されているが、曾侯家の青銅器で曾侯與鐘以前に楚系文字を使用した例は、現在までのところ見受けられない。

訓讀

……徇喬臧武にして、楚王を左右す。討たれざるを是れ許さる。穆たる曾侯、畏忌して温恭たり。……命。以て此の鰥寡を憂う。妥遺彼無□余……

現代語譯

……の高きを稱えて武威を示し、楚王を輔佐した。（曾侯は楚王より）討伐されないことを認められた。篤實な曾侯は、（天命を）畏怖し恭しく温厚で、……身寄りのない者たちを憐れむ。……

（立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員）